最終更新日：2015年6月25日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社

代表取締役 取締役社長　大澤　正典
問合せ先：代表取締役 専務取締役　片山　博　03-3510-1615
証券コード：4828
http://www.to-be.co.jp/ir/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と認識し、経営の監督機能の強化および透明性の向上とコンプライアンス体制の確立、強化に努めることを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東洋エンジニアリング株式会社	1,944,000	32.40
株式会社野村総合研究所	840,000	14.00
株式会社図研	840,000	14.00
B－EN－G社員持株会	85,600	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,400	0.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,800	0.49
渡辺　潔	24,000	0.40
古田　英樹	22,000	0.36
北原　正治	21,700	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	21,500	0.35

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水　弘	学者							△	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水　弘	○	日本工業大学大学院技術経営研究科 教授 アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社（以下、ADLJ社）シニア・アドバイザー 清水弘氏は、平成2年迄当社の主要株主である東洋エンジニアリング株式会社（議決権所有割合32.4%）に勤務していました。 当社は、平成27年3月期において学校法人日本工業大学と社員研修に関する取	清水弘氏は昭和59年に当社の主要株主である東洋エンジニアリング株式会社に入社し、エンジニアとして約6年間勤務しておりましたが、その後、国際的なコンサルティング・ファームの日本法人であるADLJ社において約20年以上に亘りコンサルティング業務に従事し、現在は同社のシニア・アドバイザーであります。 製造業を主要顧客とする当社において、氏の製造業を主とした戦略系コンサルティング業務の豊富な経験と、事業戦略に関する高い見識は当社事業の発展に資するものであります。

		引がありますが、取引金額が僅少であることなどから、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。	氏は当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、社外取締役として招聘するとともに、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役を中心に監査役、監査部および会計監査人間にて適宜意見交換・情報交換を行い、相互に連携をとる体制を築いております。
監査役は監査部の監査計画、監査の結果の報告を受けることとしております。また、監査役の業務監査にあたり必要に応じて監査部が連携して行うなど、監査役を補助する体制を整備しております。また、監査役は会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
総山　誠	他の会社の出身者									○	○			
樋口英雄	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
総山　誠	○	東洋エンジニアリング株式会社　代表取締役、取締役会長 東洋エンジニアリング株式会社は当社の主要株主（議決権所有割合32.4%）であります。当社は同社と平成27年3月期において1億2千万円程度のシステムインテグレーションの受託等の取引がありますが、市場価格等に基づいて価格交渉し、一般取引と同様に決定しており、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。	グローバルに事業を展開する東洋エンジニアリンググループにおける、経営管理に関する豊富な経験と高い見識は、当社の経営監督機能の強化に資するものであります。 総合エンジニアリングサービスを提供する同社と情報サービスを提供する当社は事業の関連性が低く、同社に対する売上高比率は概ね1%未満程度で推移しているなど、同社が当社の経営に支配的な影響を及ぼす状況にありません。 以上により、氏は当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、社外監査役として招聘するとともに、独立役員に指定しております。
樋口英雄	○	ソロエル株式会社　取締役 樋口英雄氏は、過去においてオムロン株式会社の執行役員等であり、当社はオムロングループと平成27年3月期においてシステムインテグレーションの受託等の取引がありますが、市場価格等に基づいて価格交渉し、一般取引と同様に決定しており、独立役員の独立性に影響を与えるおそれはありません。	氏の製造業における長年のビジネス経験と経営管理に関する高い見識は、当社の経営監督機能の強化に資するものであります。 氏は当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、氏を社外監査役として招聘するとともに、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

該当項目に関して検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期に係る取締役の報酬等の額 8名 92,622千円
※上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成されており、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給しております。監査役の報酬等は、基本報酬のみであり、株主総会で決議された監査役報酬限度額の範囲内で監査役の協議により支給しております。
なお、平成20年6月20日開催の第29期定時株主総会において、取締役の報酬等の額は、年額200,000千円以内(うち社外取締役20,000千円以内)、監査役の報酬等の額は、年額30,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する担当セクションは法務総務部としており、当該役員に対し、重要事項の事前説明や議事録の回付など、随時必要な情報提供を行うこととしております。
監査役の業務監査において監査部が必要に応じて補助することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として、株主総会、取締役会、取締役、監査役会、監査役および会計監査人を設置する監査役会設置会社であります。
当社は、社外取締役1名を含む8名の取締役(全員男性)にて構成される取締役会において、十分な審議に基づく適法・適切な業務執行の決定と、
取締役の職務の執行の監督機能の強化に努めるとともに、取締役の任期を1年とし、事業環境の変化に対応した柔軟な経営体制を構築しております。また監査役3名(全員男性)による取締役の職務の執行の監査機能の強化にも努めております。
社長の諮問機関として、社長、常勤取締役および本部長等で構成する本部長会議を設置し、重要な経営事項の審議の充実と適切な経営情報の把握を図っております。
また、会計監査人による会計監査を受けるとともに、内部統制システムの一環として社長直轄の監査部(2名)を設置して業務執行全般に対する内部監査を実施するほか、監査役を中心に監査役、監査部および会計監査人間にて意見交換・情報交換を行い、相互に連携をとる体制を築いておりま
す。
社外取締役および社外監査役につきましては、取締役会・監査役会を通じ、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制の監督・監査を行っております。
加えて、顧問弁護士による法律問題全般に関する助言、指導を受けることとしております。

監査業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 須藤修司 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 金子秀嗣 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 伊東　朋 新日本有限責任監査法人
(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。
監査業務に係る補助者(平成27年3月期)
公認会計士7名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と認識し、経営の監督機能の強化および透明性の向上とコンプライアンス体制の確立、強化に努めることを基本方針としており、この基本方針に基づき上記体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	数多くの皆様に出席いただくことを目的に、原則として、いわゆる集中日には開催しておりません。
その他	招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算と年度末決算において、説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当の専門部署はありませんが、兼任者１名を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社といたしましては、「顧客満足を第一としたプロフェッショナル集団として、新たな価値創造を通じて社会に貢献する。」を経営理念としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定めるとともに環境管理組織体制を構築し、省資源、省エネルギーの推進に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、次の経営理念のもと、役員および従業員が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。
【経営理念】
顧客満足を第一としたプロフェッショナル集団として、新たな価値創造を通じて社会に貢献する。
当社は、上記の経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことすなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を経営の重要事項と認識し、現状の内部統制システムを確認のうえ、以下のとおり構築するものであります。

2．内部統制システムの整備の状況
1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(a)法令等の遵守については、「コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンスに関する規範を明確にするとともに、担当セクションとして法務総務部を置き、その推進のための体制整備を図る。
(b)監査役は取締役会の他、本部長会議等の重要な会議への出席、稟議書の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役、その他取締役等の職務執行について監査を実施する。
(c)反社会的勢力との関係断絶の旨「コンプライアンス行動基準」に定め、その体制整備を図る。
(d)財務報告の信頼性確保にあたり、財務報告に係る内部統制の整備を図る。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に基づき適正に保存および管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a)損失の危険を予防するため、「組織・職務権限規程」、「業務統制要領」、「利益管理規程」、「与信管理規程」などに基づく業務プロセスの統制を実施する。
(b)当社および子会社の事業を取り巻くリスクに対して的確な管理・実践を図るため、リスク管理委員会の設置を含む「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の推進体制を整備する。リスク管理委員会は、リスクの把握と対策を検討し、リスクへの対処の指示およびリスク管理の状況を確認する。
(c)リスクが顕在化するなど、正常な業務運営を阻害する事態が発生した場合においては、その事態の早急な収拾と被害の軽減を図るため、リスク管理委員会を緊急対策本部として編成し、危機管理への対応を行う。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a)取締役の職務執行にかかる重要事項については、取締役会において適切かつ十分な審議を行うとともに、代表取締役、その他の業務執行を担当する取締役、本部長等の職務分掌を定め、職務執行を効率的に行わせるための体制を確保する。
(b)「組織・職務権限規程」、「機能別分掌業務規程」の定めにより、組織機能の分掌、職務権限の明確化を図り、会社業務全般の円滑かつ効率的、効果的な運営が行われる体制を整備する。

5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(a)法令等の遵守については、規範を明確にするために「コンプライアンス行動基準」を定め、担当セクションとして法務総務部を置き、コンプライアンスの推進に取り組む。
(b)「公益通報者保護規程」に基づく内部通報制度を整備し、通報者の不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護を図るとともに、不正行為等の事前抑止、早期発見、是正および再発防止に取り組む。
(c)反社会的勢力との関係断絶の旨「コンプライアンス行動基準」に定め、その体制整備を図る。
(d)財務報告の信頼性確保にあたり、財務報告に係る内部統制の整備を図る。
(e)内部監査組織である監査部は、業務執行全般に対する内部監査を実施する。

6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a)当社の子会社については、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する管理業務の円滑化と子会社の業務の適正の確保、経営効率の向上を図る。子会社の経営の重要事項については、当社の承認、当社への報告等を要する。
(b)グループにおける業務の適正の確保にあたり、必要に応じてグループ会社の役員を派遣する。
(c)「リスク管理規程」に基づく子会社のリスク管理や、監査部の子会社監査によるリスクの低減に取り組む。正常な業務運営を阻害する事態が発生した場合においては、案件に応じた支援を行う。
(d)法令等の遵守については「コンプライアンス行動基準」の遵守を求めるとともに、子会社におけるコンプライアンスの推進を支援する。
(e)「公益通報者保護規程」に基づく内部通報制度の通報者に子会社の職員を含め、子会社の不正行為等の事前抑止、早期発見、是正および再発防止に取り組む。また、通報者の不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護を図る。
(f)子会社の年度数値目標を策定する。

7) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(a)監査役会の事務局は法務総務部が担当する。
(b)監査役の業務監査において監査部が必要に応じて補助する。
(c)法務総務部の監査役会の事務局担当および監査部の人事異動については、監査役会の了承を必要とする。
(d)法務総務部および監査部の組織変更については、監査役会の了承を必要とする。
(e)監査役の補助業務の遂行に際し、取締役の指揮命令を受けない。

8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
(a)監査役は取締役会の他、本部長会議などの重要な会議に出席する。
(b)監査役は稟議書の他、定例的な報告事項、各部門の月次報告、月次決算などの報告を受ける。
(c)監査役は取締役より、重要な損害の発生、経営に重要な影響を及ぼす事象の発生等につき報告を受ける。

(d)監査役は監査部より、当社および子会社の監査計画、監査の結果の報告を受ける。
(e)監査役は子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
(f)監査役は内部通報制度の担当者より、当社および子会社の職員から受けた重要な内部通報の内容について報告を受ける。
(g)監査役へ報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a)監査役会は代表取締役社長および社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
(b)監査役会は会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
(c)監査役は監査部と必要に応じ連携し業務監査を実施する。
(d)監査役が職務の執行について費用の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、当該費用を会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス行動基準」において反社会的勢力との関係断絶を定め、全社員への周知を図るとともに、「反社会的勢力排除に関する規程」に具体的な体制と取り組みを定めております。法務総務部を対応統括部署とした、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みや情報の一元管理などを図る社内体制に加え、警察、顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図る体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制図は添付のとおりであります。

(2)適時開示体制の概要
当社は、投資家に対し重要な会社情報を適時適切に開示するため、金融商品取引法および「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(適時開示規則)を遵守し、社内規程に従って内部情報の管理および開示を行っております。
当社は、適時開示すべき決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報を、情報取扱責任者の指揮のもと適時適切に開示しております。
重要な決定事実については、取締役会決議の後、情報取扱責任者は、当社社内規程に基づき情報管理の徹底を図るとともに、適時開示すべき決定事実について速やかに開示手続きをとっております。
重要な発生事実については、取締役社長および情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者は、当社社内規程に基づき情報管理の徹底を図るとともに、適時開示すべき発生事実について速やかに開示手続きをとっております。
決算に関する情報については、取締役会決議の後、情報取扱責任者は、当社社内規程に基づき情報管理の徹底を図るとともに、適時開示すべき事項について速やかに開示手続きをとっております。

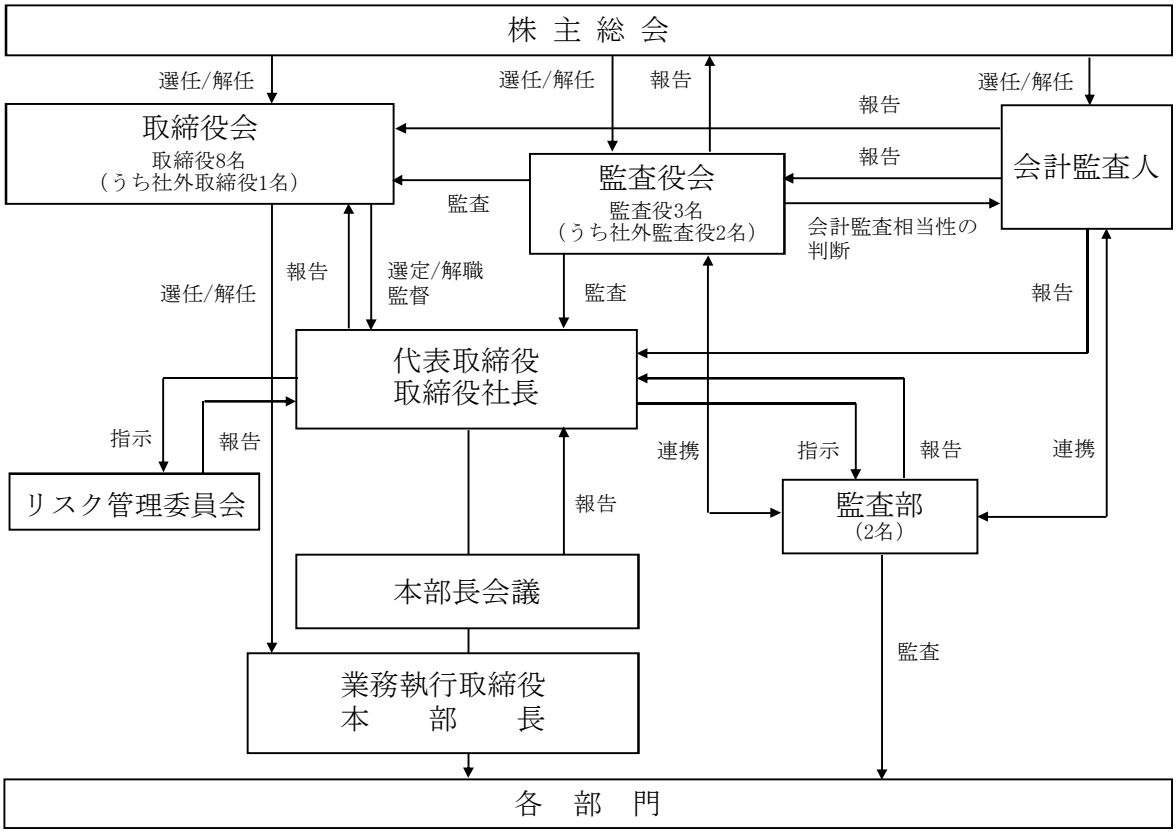
株 主 総 会
選任/解任
選任/解任
報告
選任/解任
報告
取締役会
取締役8名
（うち社外取締役1名）
監査役会
監査役3名
（うち社外監査役2名）
報告
会計監査人
監査
会計監査相当性の
判断
報告
選任/解任
報告
選定/解職
監督
監査
報告
代表取締役
取締役社長
指示
報告
連携
指示
報告
連携
リスク管理委員会
報告
監査部
（2名）
本部長会議
監査
業務執行取締役
本　部　長
各　部　門